

## 税関の金密輸対策について 法的検討

最近の金の異常な高騰を背景に、金の密輸が再発しついに、財務大臣出席のもと、臨時の税関長会議が開催された。

その中で対策として

金密輸事案に対する裁判での没収判決も踏まえ、無許可輸入に対する税関長の通告処分として没収の実施（現行法制下で初めて不正薬物等以外を対象）

罰金相当額の算定基準を犯行時価格から大幅に引き上げ、時価相当に変更

の二つを対策として打ち出した。

これらは、現行法で可能であるのか。考察してみたい。

犯則貨物の没収を定める関税法第118条は、関税法に規定する輸入したはならない貨物や輸入割当貨物等の輸入制限貨物に限定して没収としている。

従ってこの規定では没収はできない。

刑法による没収は可能であり、実際に没収した判例もある。

この対策に冒頭の「金密輸事案に対する裁判での没収判決も踏まえ」は、刑法没収が可能であることを意味するが通告処分で刑法没収が可能であるかは明確ではない。

従来の税関では、理論的に可能であるが裁量が大きく通告処分では行わないとしていたと思う。

今回、これを解禁したわけだが、適用範囲はどうするのか？公表はようようだ、

罰金相当額の算定基準を犯行時価格から大幅に引き上げ、時価相当に変更については、犯罪にかかる貨物の価格の5倍までの罰金が法定刑であるところ、犯罪にかかる貨物の価格を処分時の時価と解釈するか、犯罪にかかる貨物の価格は、犯行時価格としながらその5倍の範囲内で罰金相当額の算定基準のみ時価を基準とするのかどちらであるのか？